

品目名	対象者要件	性能等	耐用年数	給付限度額
特殊寝台	1 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳の交付を受け、移乗又は起き上がりに支障がある者 2 寝たきりの状態にある難病患者等	原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの	8年	154,000 円
特殊マット	1 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳等級の1級を有し、常時介護を要する者(児童の場合、2級以上で3歳以上) 2 療育手帳の障害の程度が重度又は最重度で、3歳以上の者 3 寝たきりの状態にある難病患者等	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600 円
褥瘡予防マット	1 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳等級の1級を有し、常時介護を要する者(児童の場合、2級以上で3歳以上) 2 寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡を防止できる機能を有するもので、空気圧・水圧・ウレタンフォーム等の素材の特性により体圧を分散させるもの	5年	80,000円
特殊尿器	1 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳等級の1級を有し、常時介護を要する者(児童の場合、6歳以上) 2 自力で排尿することができない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	72,100 円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳等級の2級以上を有し、入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者(児童の場合、3歳以上)	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400 円
体位変換器	1 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳等級の2級以上を有し、下着交換等に当たって、介助を要する者(児童の場合は、6歳以上) 2 寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000 円
移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳等級が2級以上の者(児童の場合、3歳以上) 2 寝たきりの状態にある難病患者等	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	4年	159,000 円
訓練いす	下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳等級が2級以上の児童(3歳以上)	原則として付属のテーブルをつけているもの	5年	33,100 円
訓練用ベッド	1 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳等級が2級以上の児童(6歳以上) 2 6歳以上の児童で、下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200 円
入浴補助用具	1 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳の交付を受け、入浴に介助を必要とする者(児童の場合、3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの(設置に当たり住宅改修を伴うものは除く)	8年	90,000 円
便器	1 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳等級が2級以上の者(児童の場合、6歳以上の者) 2 常時介護を要する難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	9,850 円

頭部保護帽	1 平衡機能、下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳の交付を受け、転倒することから必要と認められる者 2 療育手帳の障害の程度が重度又は最重度で、転倒することから必要と認められる者 3 精神障害者手帳の交付を受け、転倒することから必要と認められる者 4 発作等により転倒することから必要と認められる難病患者等	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	38,514 円
T字状・棒状のつえ	平衡機能、下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳の交付を受けた者	対象者が容易に使用し得るもの	2年	4,600 円
移動・移乗支援用具	1 平衡機能、下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳の交付を受け、家庭内の移動等において介助を必要とする者(児童の場合、3歳以上) 2 下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、移動動作の補助、段差解消の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	60,000 円
特殊便器	1 上肢障害で身体障害者手帳等級が2級以上の者(児童の場合、6歳以上) 2 療育手帳の障害の程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者(児童の場合、6歳以上)	対象者が容易に操作可能な押しボタン等にて温水温風を出し得るもの(取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く)	8年	179,000 円
火災警報機	1 身体障害者手帳等級が2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯) 2 療育手帳の障害の程度が重度又は最重度の者 3 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯並びにこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500 円
自動消火器	1 身体障害者手帳等級が2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯) 2 療育手帳の障害の程度が重度又は最重度の者 3 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯並びにこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	30,900 円
電磁調理器	1 視覚障害で身体障害者手帳等級が2級以上の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 2 療育手帳の障害の程度が重度又は最重度の者	対象者が容易に使用し得るもの	6年	45,400 円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害で身体障害者手帳等級が2級以上の者(児童の場合、6歳以上)	対象者が容易に使用し得るもの	10年	7,000 円

聴覚障害者用屋内信号装置(注)1	聴覚障害で身体障害者手帳等級の2級以上を有し、日常生活上必要と認められる者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400 円
透析液加温器	腎臓機能障害で身体障害者手帳等級の3級以上を有し、自己連続携帯式腹膜濾過法(CAPD)による透析療法を行う者(児童の場合、3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	8年	51,500 円
ネブライザー(吸入器)	1 呼吸器機能障害で身体障害者手帳等級が3級以上の者又は同程度の身体障害児・者であって必要と認められる者(児童の場合、3歳以上) 2 呼吸器機能に障害のある難病患者等	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	40,000 円
電気式たん吸引器	1 呼吸器機能障害で身体障害者手帳等級が3級以上の者又は同程度の身体障害児・者であって必要と認められる者(児童の場合、3歳以上) 2 呼吸器機能に障害のある難病患者等	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000 円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	対象者が容易に使用し得るもの	10年	25,800 円
視覚障害者用音声式体温計	視覚障害で身体障害者手帳等級が2級以上の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	対象者が容易に使用し得るもの	5年	10,100 円
視覚障害者用体重計	視覚障害で身体障害者手帳等級が2級以上の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	対象者が容易に使用し得るもの	5年	20,000 円
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	1 身体障害者手帳の交付を受け、医療保険における在宅酸素療法又は人工呼吸器の装着が必要な者 2 医療保険における在宅酸素療法又は人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年	157,500 円
医療機器用バッテリー(発電機を含む)	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引機を使用している者	外出時又は緊急時に医療用機器を正常に作動させる動力源となるもの。	5年	100,000 円
携帯用会話補助装置	音声言語機能又は肢体不自由で身体障害者手帳の交付を受け、発声・発語に著しい障害を有する者(児童の場合、6歳以上)	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年	98,800 円
情報・通信支援用具	視覚又は上肢障害で身体障害者手帳の交付を受けた者(児童の場合、6歳以上)	パソコンを使用するに当たり、周辺機器のソフト等を利用することで対象者が容易に使用し得るもの	5年	100,000 円
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上で身体障害者手帳の交付を受けた者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	440,000 円
点字器	視覚障害で身体障害者手帳等級が2級以上の者(児童の場合、6歳以上)	対象者が容易に使用し得るもの	5年	11,000 円
点字タイプライター	視覚障害で身体障害者手帳等級が2級以上の者(本人が就労若しくは就学中、又は就労が見込まれる者に限る)	対象者が容易に使用し得るもの	5年	63,100 円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害で身体障害者手帳等級が2級以上の者(児童の場合、6歳以上)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	6年	89,800 円
〃(再生専用機)				36,750 円

視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害で身体障害者手帳等級が2級以上の者(児童の場合、6歳以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年	115,000 円
視覚障害者用拡大読書器	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害で身体障害者手帳の交付を受けた者(児童の場合、6歳以上)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、拡大された画像(文字等を含む)をモニターに映し出せるもの	8年	226,000 円
視覚障害者用時計	視覚障害で身体障害者手帳等級が2級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	10年	15,500 円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害で身体障害者手帳の交付を受けた者又は発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(児童の場合、6歳以上)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用し得るもの	5年	128,000 円
聴覚障害者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害で身体障害者手帳の交付を受けた者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年	88,900 円
人工内耳用空気電池 (注)2	人工内耳を装用し、聴覚障害で身体障害者手帳の交付を受けた者(ただし、人工内耳用空気電池と人工内耳用充電池及び人工内耳用充電器との併用は認めない)	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	—	月額 2,500円
人工内耳用充電池			1年	30,000 円
人工内耳用充電器			3年	30,000 円
人工喉頭	本装置により発声が可能になる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害で身体障害者手帳の交付を受けた者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて、音源を口腔内に導き講音化するものや顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経費的に音源を口腔内に導き講音化するもの	5年	74,000 円
点字図書 (注)3	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害で身体障害者手帳の交付を受けた者	点字により作成された図書	—	実費差額
ストーマ装具(蓄便袋等、蓄尿袋等、紙おむつ等) (注)2	1 直腸機能、ぼうこう機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変により排尿、排便の意思表示が困難な者で、身体障害者手帳の交付を受けた者(児童の場合、3歳以上) 2 難病等に起因する下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳の交付を受けた者で、かつ排尿、排便の意思表示が困難な者(児童の場合、3歳以上)	尿又は便を溜めておくことができ対象者が容易に使用し得るもの	—	月額 12,000円
収尿器	下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳の交付を受けた者	尿をためておくことができ、対象者が容易に使用し得るもの	1年	9,000 円

居宅生活動作補助用具 (注)4	1 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者、児童の場合は、6歳以上) 2 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	原則1回	200,000 円
--------------------	--	----------------------------------	------	-----------

(注)

- 1 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 2 人工内耳用空気電池、ストーマ装具(蓄便袋等、蓄尿袋等、紙おむつ等)は、申請1回につき1か月に必要とする額の4倍(4か月分)まで給付券を交付することができる。
- 3 点字図書は、対象者1人につき年間6タイトル又は24巻を限度とする。(ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)
- 4 新築や増築に伴う住宅改修は、居宅生活動作補助用具の給付対象外とする。
- 5 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。